令和3年度

カネミ油症被害者に対する支援行動計画

五 島 市

目 的

五島市は、深刻かつ悲惨なカネミ油症の被害が今日もなお継続している状況に鑑み、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」でいう関係地方公共団体としての立場から、カネミ油症被害者に対する支援行動を行うものとする。

計画の推進体制

本計画については、五島市カネミ油症問題対策推進本部において推進することとし、事務局(福祉保健部国保健康政策課)は、計画の実施状況の把握に努めるとともに、本部内の情報を共有化し、かつ迅速な情報伝達に努める。

また、実効性のある行動計画とするため、必要に応じて見直しを行うもの とする。 五島市支援行動計画【令和3年度】

項目	内 容	活動計画	関係課 (○は主務課)	予算額	摘 要
①要望活動の実施	・油症被害者の要望事項を踏まえ、国に対する要望活動を行います。	・国が定めた総合的な支援策等に関し、油症被害者からの要望等を国へ進達するとともに必要に応じ国会議員等に対して要望活動を行います。 ・長崎県との情報交換・意見交換などを行う体制づくりに努めます。	○国保健康政策課	18,000 円	
②カネミ油症患者の健康状態の把握	・未認定被害者等を含めた油症患者の健康実態調査・把握に取り組みます。	 ・厚生労働省が実施する油症患者の健康実態調査に協力します。 ・未認定被害者の実態を把握し、調査内容を県へ情報提供致します。 ・油症患者の2世・3世の実態や健康状況等の把握に努めます。 ・被害者の次世代を対象とした国の調査に全面的に協力し、被害の実態把握に努めます。 	○国保健康政策課	553,000 円	(県支出金 553,000 円)

項目	内容	活動計画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘	要
③カネミ油症の症状及 び治療に関する研究、 医療体制拡充の推進 支援	希望者を支援するとと	も 受診支援を行います。	〇国保健康政 策課 玉之浦支所 奈留支所	26,000 円		
	・受療券が利用可能な医療関の拡充に努めます。 ・油症の症状及び治療に関る情報提供に努めます。	能な医療機関の拡充のため、医師会等に協力を要請します。 ・油症栄養セミナー				

-

項目	内容	活動計画	関 係 課 (○は主務課)	予算額	摘	要
④油症相談支援体制の 強化	・油症被害者に対する相談窓 口を充実し、窓口・訪問に よる相談体制を強化しま す。	る油症被害者の相談、健康管理支援				
⑤カネミ油症事件の次 世代への継承	・カネミ油症被害資料展示コーナーの充実を図ります。	・カネミ油症関連図書及び映像資料の 収集とともに、展示コーナーの充実 に努めます。		92,000 円		
	・小中学校の授業において、 カネミ油症の学習材を提 供します。	・小学校や中学校において、ウェブ版 積極的な活用を図ります。また、自 主的な学習活動に対する支援を積 極的に行います。 ・中学生においてふるさと長崎県(副 読本)の活用を図ります。				
	・ダイオキシン汚染などに関する啓発活動に取り組みます。	・食品中毒に関する学習会など、啓発	策課			
	・ダイオキシン被害の実態を 海外へアピールします。		○国保健康政			

-

項目	内容	活動計画	関係課 (○は主務課)	予算額	摘要
		・カネミ油症事件記念誌を計画的に配布します。	○国保健康政 策課		
		・関連資料の常設展示について検討します。			
⑥カネミ倉庫への要請	・カネミ倉庫と引き続き直接交渉を行います。	 ・患者からの医療費の支払い等に関する相談について、カネミ倉庫への照会・要請を行います。 ・国民健康保険及び老人医療、市立替分医療費の請求及び協議を行います。 	策課	39,000 円	詳細は(別紙) 令和元年度ま でのカネに係る 医療費損害 賞金計 書に記載
⑦カネミ油症被害者組 織への支援	・カネミ油症被害者組織に対 して、活動費の一部を助成 します。			500,000 円	
	・被害者支援体制づくりの充実を図ります。	・カネミ油症被害者団体を効果的に支援するため、体制づくりの推進と連携強化に努めます。			

-

(別紙) 令和元年度までのカネミ油症患者に係る医療費損害賠償金請求内訳書

カネミ油症患者に係る医療費につきましては、昭和43年の事件発生以降、現在にいたるまで、各医療保険が適用されています。

本来、第三者行為に該当するため加害者であるカネミ倉庫が、患者の一部負担のみならず、保険者負担分も含め、全額を負担しなければならないも のですが、五島市の国民健康保険及び旧老人医療に係る保険者負担分については、これを保険者である五島市が立替えて負担している状況です。

< 令和元年度までのカネミ油症患者医療費に損害賠償請求額>

【国民健康保険分】

(単位:円) 損害賠償請求額 前年度までの収入額 令和元年度収入額 診療期間 残額 昭和 43 年 4 月~平成 16 年 3 月 854.798.002 0 0 平成 15 年 4 月~平成 17 年 1 月 26.522.100 0 0 26,522,100 0 26,316,573 平成 16 年 1 月~平成 18 年 2 月 26,316,573 平成 18 年 3 月~平成 19 年 2 月 0 0 26.503.512 26,503,512 平成 17 年 5 月~平成 20 年 2 月 0 0 38,012,568 38,012,568 平成 19 年 9 月~平成 21 年 2 月 0 0 28,322,076 28.322.076 0 0 平成 21 年 3 月~平成 22 年 2 月 27.495.474 27.495.474 0 平成 22 年 3 月~平成 23 年 2 月 19,728,695 19,728,695 0 0 27,059,612 平成 23 年 3 月~平成 24 年 2 月 27,059,612 平成 24 年 3 月~平成 25 年 2 月 0 0 36.549.605 36.549.605 0 0 平成 25 年 3 月~平成 26 年 2 月 32,962,291 32.962.291 0 0 平成 26 年 3 月~平成 27 年 2 月 54.733.399 54.733.399 0 0 平成 27 年 3 月~平成 28 年 2 月 48.994.050 48.994.050 0 0 平成 28 年 3 月~平成 29 年 2 月 47.563.550 47.563.550 0 平成 29 年 3 月~平成 30 年 2 月 60,307,331 60,307,331 0 平成 30 年 3 月~平成 31 年 2 月 0 58.722.393 58.722.393 平成31年3月~令和元年2月 47,620,653 47,620,653 0 0 合計 1,462,211,884 1,462,211,884

854,798,002 うち合併前請求分 玉之浦町分 619.278.390 円 奈留町分 235,519,612 円

【老人保健制度分】

診療期間	損害賠償請求額	前年度までの収入額	令和元年度収入額	残額
昭和 50 年 4 月~平成 15 年 2 月	483,635,453	0	0	483,635,453
平成 11 年 7 月~平成 17 年 1 月	110,682,848	0	0	110,682,848
平成 11 年 7 月~平成 18 年 2 月	71,670,703	0	0	71,670,703
平成 17 年 9 月~平成 19 年 2 月	65,635,297	0	0	65,635,297
平成 18 年 2 月~平成 20 年 2 月	59,208,626	0	0	59,208,626
平成 19 年 4 月~平成 20 年 3 月	7,259,660	0	0	7,259,660
	798,092,587	0	0	798,092,587

うち合併前請求分 玉之浦町分 483,635,453 円

第三者行為に伴う賠償金は、本来、国県の負担金等の対象外となるが、カネミ油症患者に関する賠償金については、特例的に国・県の負担金等の対象となっており、上記損害賠償請求額の中には、国・県からの負担金等の額が含まれています。

また、平成 19 年度以降、特別交付税に関する省令第3条第1項第3号ロ表第14号に規定する「公害健康被害の補償等に要する費用があること」により 特別交付税が交付されており、平成26年度以降は、国民健康保険事業特別会計に繰入れを行い保険者の負担を軽減しております。

<カネミ倉庫(株)への損害賠償請求額のうち五島市の負担額の推計>

損害賠償請求額には、国・県からの負担金等が含まれており、実際に五島市が負担すべき金額とは異なるため、平成25年度までの分については過去の国・ 県負担金の補助率等により五島市負担分を推計し、平成26年度以降分は、保険給付費に国・県支出金等の財源を充当して五島市負担分を推計した。

①平成25年度までの五島市負担額の推計(当時の国・県負担金の補助率等により推計)

【国民健康保険分】

(単位:千円)

<u> </u>								
	14	1. 中国 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.				推計額		
	1!	員害賠償請求金額		保険給付を行った当時の国・県の補助率等により推計			五島市	
診療期間	一般	退職	計	国・県	退職者医療	国調整	特別交付税	負担額
	被保険者分	被保険者分		支出金	交付金等	交付金	交付金	(ア)
	1	2	3 (1+2)	4	5	6	7	③- (④~⑦の計)
昭和 43 年 4 月~平成 26 年 2 月	988,646	155,624	1,144,270	477,423	155,624	74,000	57,385	379,838

【老人保健制度分】

(単位:千円)

診療期間	 損害賠償請求額	五島市負担額
H2 //3/0931: 3	27 11 7 11 2 11 2 1 12 1	(1)
昭和 50 年 4 月~平成 20 年 3 月	798,093	151,638

②平成26年度以降の五島市負担額の推計(カネミ油症患者に係る保険給付費への国・県支出金等の財源を充当して推計)

【国民健康保険分】

(単位:千円)

	To	古 哈 ピ 主 上 へ ぬ				扌	性計額		
	損·	害賠償請求金額	其	カネミ油症患者に係る保険給付費への財源充当額				五島市	
診療期間	一般	退職	計	国 庫	県	前期高齢者	退職者医療	特別交付税	負担額
	被保険者分	被保険者分		支出金	支出金	交付金	交付金等	交付金	(ウ)
	1	2	3 (1+2)	4	(5)	6	7	8	③- (④~⑧の計)
平成26年3月~令和元年2月	297,966	19,975	317,941	60,131	87,407	66,914	19,408	87,570	- 3,489

③令和元年度までの五島市負担額(推計額)の累計

【国民健康保険分+老人保健制度分】

(単位:千円)

E7./\	=A.ukz+m.HH	扣守时偿津上人布	了百十 <u>五和据(卅</u> 司据)	合併前	負担額
区分	診療期間	損害賠償請求金額	五島市負担額(推計額)	玉之浦町	奈留町
国民健康保険分(ア)+(ウ)	昭和 43 年 4 月~令和元年 2 月	1,462,211	376,349	241,978	75,292
老人保健制度分(イ)	昭和 50 年 4 月~平成 20 年 3 月	798,093	151,638	91,891	0
合計		2,260,304	527,987	333,869	75,292